

医療提供体制施設整備交付金の概要

I 予算額

平成25年度予算(案)
4,034百万円

II 要旨

医療計画制度の実効性を確保し、医療提供体制強化を図る観点から、都道府県の作成した「医療計画に基づく事業計画」により、都道府県が自主性・裁量性を発揮できる助成制度の仕組みとして、救急医療施設、周産期医療施設等の施設整備を支援するもの。

III 「計画に基づく施策の実施（施設）」に対して助成を行う

医 療 計 画

都道府県は「医療計画に基づく事業計画」を策定

「**医療提供体制施設整備交付金**」を各都道府県に交付

IV 交付対象

- ・補助対象施設: 公的団体(○印除く)、民間事業者(※印除く)
- ・下線事業は「地域自主戦略交付金」廃止に伴い、追加された事業。

交付金対象事業区分

休日夜間急患センター	不足病床地区病院※	医療施設耐震整備○
病院群輪番制病院	基幹災害拠点病院	アスベスト除去等整備
共同利用型病院	地域災害拠点病院	看護師勤務環境改善○
救急ヘリポート	院内助産所・助産師外来施設	看護師宿舎○
(地域)救命救急センター	がん診療施設	病院内保育所
小児救急医療拠点病院	医学的リハビリテーション施設※	院内感染対策施設○
小児初期救急センター施設	腎移植施設	医療機器管理室○
小児集中治療室	特殊病室施設	地球温暖化対策
小児医療施設	肝移植施設	内視鏡訓練施設○
周産期医療施設	治験施設○	看護師等養成所○
地域療育支援施設	病児・病後児保育施設	看護師等養成所修業年限延長施設
共同利用施設(開放型病棟等)○	特定地域病院※	看護教員養成講習会
医療施設近代化施設	地震防災対策医療施設耐震整備	歯科衛生士養成所○

医療提供体制推進事業費補助金の概要

I 予算額

平成25年度予算(案)
22,700百万円

II 要旨

医療計画制度の実効性を確保し、医療提供体制強化を図る観点から、都道府県の作成した「医療計画に基づく事業計画」により、都道府県が自主性・裁量性を発揮できる助成制度の仕組みとして、救急医療施設、周産期医療施設等の経常的な経費の補助を行うもの。

III 補助制度の概念

医療計画

都道府県は「医療計画に基づく事業計画」を策定

「医療提供体制推進事業費補助金」を各都道府県に交付

IV 医療提供体制推進事業費補助金の事業構成

補助対象事業: 都道府県(☆印除く)、市町村(★印除く)、公的団体(○印除く)、民間事業者(※印除く)

(目) 医療提供体制推進事業費補助金

22,700,000千円

1 救急医療等対策(運営費)

小児救急電話相談事業★○※、小児救急医療支援事業、小児救急医療拠点病院運営事業、救命救急センター運営事業☆★、ドクターヘリ導入促進事業、救急医療情報センター運営事業★○※、受入困難事案患者受入医療機関支援事業、周産期母子医療センター運営事業、新生児医療担当医確保支援事業、地域療育支援施設運営事業、日中一時支援事業 等

2 看護職員確保対策等(運営費)

病院内保育所運営事業☆★○、新人看護職員研修事業、看護職員の就労環境改善事業、外国人看護師候補者就労研修支援事業、看護職員資質向上推進事業、在宅歯科医療連携室整備事業★○※、看護職員就業相談員派遣面接相談モデル事業(新規)★○※、看護補助者研修事業(新規)★○※ 等

3 地域医療確保等対策(運営費)

医療連携体制推進事業★○※、女性医師等就労支援事業、産科医等確保支援事業、医師派遣等推進事業 等

4 医療提供体制設備整備費

V 医療提供体制設備整備費の事業区分補助対象

▶統合補助金の事業については、前項の「IV 医療提供体制推進事業費補助金の事業構成」で説明したところであるが、「4 医療提供体制設備整備費」はさらに細分化された事業区分(いわゆるメニュー事業)が補助対象となる。

補助対象事業区分		
休日夜間急患センター☆☆	人工腎臓不足地域☆☆	環境調整室○※
病院群輪番制病院☆☆	小児医療施設☆☆	NBC災害・テロ対策設備
共同利用型病院☆☆	周産期医療施設☆☆	内視鏡訓練施設設備☆☆
救命救急センター☆☆	看護師等養成所初度設備☆☆	小児初期救急センター設備☆☆
高度救命救急センター☆☆	看護師等養成所教育環境改善☆☆	院内助産所・助産師外来設備☆☆
小児救急医療拠点病院☆☆	医療機関アクセス支援車○※	在宅訪問歯科診療設備
小児救急遠隔医療設備☆☆	院内感染対策設備☆☆	地域療育支援施設設備☆
がん診療施設☆☆	基幹災害拠点病院☆☆	小児集中治療室☆☆
医学的リハビリテーション施設☆☆※	地域災害拠点病院☆☆	歯科衛生士養成所初度設備☆☆
共同利用施設(高額医療機器)☆☆	H L A検査センター☆☆	

VI 補助率等

- ▶ 補助率 1/2 1/3 定額(10/10)
- ▶ 交付先 都道府県(☆印除く)、市町村(★印除く)、公的団体(○印除く)、民間事業者(※印除く)

医療施設等 設備 整備費補助金の概要

I 予算額

平成25年度予算(案)
674,490千円

II 要旨

へき地・離島の住民に対する医療の確保及び臨床研修医の研修環境の充実等を図るため、離島を含むへき地に所在する医療施設や臨床研修病院の設備整備を支援するもの。

III 補助対象

補助対象事業《メニュー区分》（事業実施主体）	補助率
へき地医療拠点病院（公立・公的・民間）	1/2
へき地診療所（公立・公的・民間）	1/2、3/4
へき地患者輸送車（艇）（公立）	1/2
へき地巡回診療車（船）（公立・公的・民間）	1/2
離島歯科巡回診療用設備（都道府県）	1/2
過疎地域等特定診療所（公立）	1/2
へき地保健指導所（公立）	1/3、1/2
へき地・離島診療支援システム（公立・公的・民間）	1/2
沖縄医療施設（公立・公的）	3/4
奄美群島医療施設（都道府県）	1/2
地域医療充実のための遠隔医療設備（公立・公的・民間）	1/2
臨床研修病院支援システム（公的・民間）	1/2
離島等患者宿泊施設設備（公立・公的・民間）	1/3
産科医療機関設備（公立・公的・民間）	1/2
死亡時画像診断システム設備（公立・公的・民間）	1/2
在宅介護者への歯科口腔保健推進設備（公立・公的・民間）	1/2

医療施設等 施設 整備費補助金の概要

I 予算額

平成25年度予算(案)
365,622千円

II 要旨

へき地・離島の住民に対する医療の確保及び臨床研修医の研修環境の充実等を図るため、離島を含むへき地に所在する医療施設や臨床研修病院の施設整備を支援するもの。

III 補助対象

補助対象事業《メニュー区分》（事業実施主体）	補助率
へき地医療拠点病院（公立・公的・民間）	1/2
へき地診療所（公立・公的・民間）	1/2
過疎地域等特定診療所（公立）	1/2
へき地保健指導所（公立）	1/3、1/2
研修医のための研修施設（民間）	1/2
臨床研修病院（民間）	1/2
医師臨床研修病院研修医環境整備（民間）	1/3
産科医療機関（公立・公的・民間）	1/3
離島等患者宿泊施設（公立・公的・民間）	1/3
死亡時画像診断システム施設（公立・公的・民間）	1/2

医療施設運営費等補助金の概要

I 予算額

平成25年度予算(案)
3,266百万円

II 要旨

離島、山村等の医療に恵まれない地域住民の医療の確保、地域医療支援センターによる医師確保対策、地域住民の救急医療の確保、医療施設の耐震診断の実施による安全性の向上等に必要な経費の補助を行うもの。

III 事業構成

※は公立分が補助対象とならない事業

(項) 医療提供体制確保対策費
(目) 医療施設運営費等補助金

3,266,290千円

1 へき地保健医療対策事業

へき地医療支援機構、へき地医療拠点病院、へき地診療所、へき地巡回診療車(船)、離島巡回診療ヘリ、へき地保健指導所、へき地患者輸送者(艇)等の運営事業

2 救急医療対策事業

救急医療支援センター運営事業、救急医療トレーニングセンター運営事業、救急勤務医処遇改善対策支援事業

3 医療施設耐震化促進事業※

4 地域医療確保支援事業

産科医療機関確保事業
地域医療支援センター運営事業

5 災害医療対策事業

災害医療調査ヘリコプター運営事業、災害医療チーム(DMAT)事務局経費、災害医療チーム(DMAT)訓練補助金、災害拠点病院等活動費

6 医療の質の評価・公表等推進事業

7 外国人患者受入に資する医療機関認証制度推進事業※

8 口腔保健推進事業

9 専門医等情報データベース作成等事業

IV 補助率等

- 補助率 3/4 2/3 1/2 1/3 定額
- 交付先 都道府県、市町村、公的団体、民間事業者

地域医療再生臨時特例交付金の拡充

○ 目的

地域医療再生計画に基づく事業を遂行していく中で、計画策定時（平成22年度）以降に生じた状況変化に対応するため、生じる予算の不足を補うため、都道府県に設置された基金を拡充するもの。

○対象地域 47都道府県全域

○対象事業 平成25年度末までに事業を開始するもの

○予算案 500億円

○ 具体的な事業例

○ 災害時の医療の確保事業

「南海トラフの巨大地震に関する津波高、被害想定」（24年8月29日内閣府）に対応するため必要となる医療機関の施設整備費の増（自家発電装置の上層階設置等）

○ 医師確保事業

医学部の地域枠定員の増員（H22：313人⇒H25：476人）に伴い必要となる修学資金の増

○ 在宅医療推進事業

25年度からの医療計画には、新たに「在宅医療について達成すべき目標、医療連携体制」等を明記すべきとされたことに対応するために必要となる事業費の増（研修費等）

など

交付決定までのスケジュール(イメージ)

- ・ 2月下旬 : 厚生労働省より作成指針等の通知を发出
(都道府県において地域医療再生計画の策定に着手)
- ・ 3月下旬 : 有識者会議の開催(評価の方針の協議)
- ・ 5月下旬 : 厚生労働省に地域医療再生計画(案)の提出
- ・ 6～7月頃 : 地域医療再生計画(案)の審査、有識者会議の開催
- ・ 7月頃 : 交付額内示
- ・ 8月頃 : 交付決定

事業の実施期間について

従来

- ・ 設置期限である平成25年度末までに事業を完了すること。
- ※平成25年度までに着工した事業で、やむを得ない理由により延長が必要な場合は、厚生労働大臣の承認を得ることと延長可能。

今後

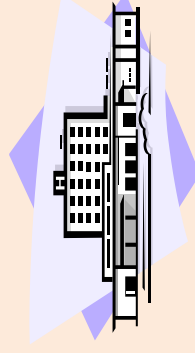
- ・ 設置期限である平成25年度末までに開始した事業が対象。
- ※「開始した事業」とは、例えば、施設整備事業において、建物本体の実施設計を完了すること、といった方向で検討している。

被災地域における医療の再生支援

被災地における医療復興支援の推進

○目的 被災地における医療施設の早期復旧・復興について、更なる医療復興支援が必要なため、被災県が医療の復興計画等に定める事業を支援。

○対象地域 被災地（被災3県を中心とした被害が甚大であった地域）
 ○計画期間 平成24年度から平成27年度まで
 ○予算額 380億円



○対象事業 被災地の実情に応じて事業を決定
 例：震災後の労務費等の建設コスト高騰への対応
 被災した医療機関の再開等に対する支援
 原子力発電所事故の影響により住民が増加するなど地域の実情に応じた基幹病院の整備
 被災地における医療従事者確保 等

※今回追加する交付金により実施される事業は、被災県が平成23年度に策定した「医療の復興計画」等に基づくものであるが、被災県における必要事業量が想定を超えてしまったため、この不足分を補うためのもの。

地域医療再生計画に係る有識者会議について

会議の役割

- ・都道府県が策定する地域医療再生計画について、計画の達成状況等を確認し、基金のより効果的・効率的な活用に向けて、計画に対する評価・技術的助言を行う。

平成25年度における取組

- ・地域医療再生基金については、基金を活用した事業を実施したことにより、地域における医療課題がどのように改善されたのが非常に重要。
- ・そのため、平成25年度においては、各ブロック毎に現地で有識者会議による現地調査等を開催し、各県関係者から事業の進捗状況や成果についてヒアリングを実施する予定。
- ・ヒアリング内容を踏まえ、事業が行われている現地調査を行うことにより、計画の書面だけでは把握しきれない現状を確認。
- ・本省内においても、各ブロック毎のヒアリング等の報告等を行う有識者会議を開催。

これまでの主な取組(参考)

- ・平成21年度補正による地域医療再生計画について、各県の計画内容を確認し、都道府県に対する技術的助言等を実施。(平成22年1月29日医政局指導課長通知)
- ・平成22年度補正による地域医療再生計画案について、各県の事業内容を確認・評価し、その評価結果に基づき厚生労働省において、各県への交付額を決定。併せて、都道府県に対して、計画に対する有識者からの意見を送付。(平成23年10月14日事務連絡)
- ・都道府県からの計画変更の申請について、有識者から変更内容に係る意見を聴取。
- ・25年度からの各ブロック毎における有識者会議に先立ち、愛知県、北海道において、有識者会議及び現地視察を実施。(平成25年1月9日～10日、15日～17日)

地域医療支援センター運営経費

平成25年度予算(案)9.6億円 (30箇所)
 平成24年度予算 7.3億円 (20箇所)

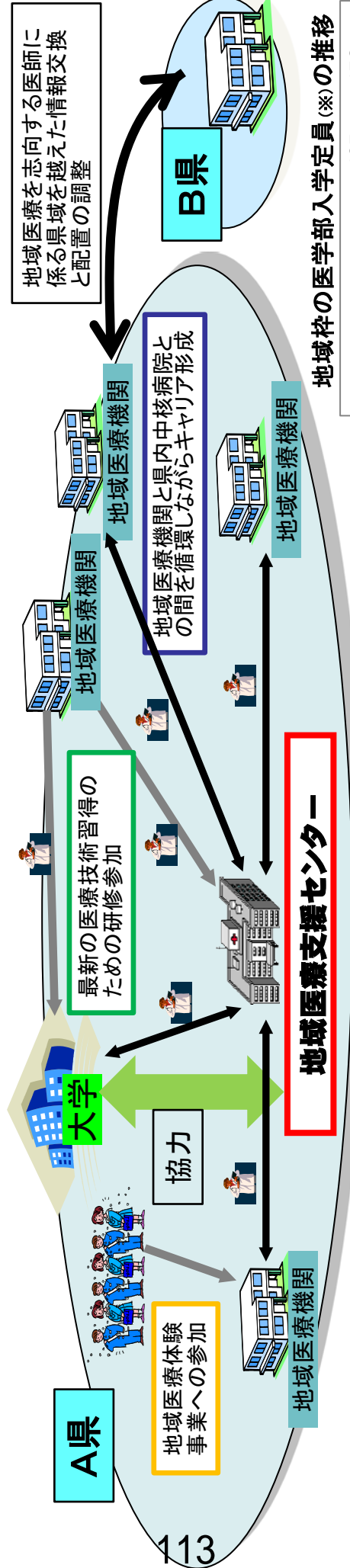
医師の地域偏在(都市部への医師の集中)の背景

➤ 高度・専門医療への志向、都市部の病院に長れなくなるのではないかという将来への不安等

地域医療支援センターの目的と体制

- 都道府県が責任を持って医師の地域偏在の解消に取り組むコントロールタワーの確立。
- 地域枠医師や地域医療支援センター自らが確保した医師などを活用しながら、キャリア形成支援と一体的に、地域の医師不足病院の医師確保を支援。
- 専任の実働部隊として、喫緊の課題である医師の地域偏在解消に取り組む。

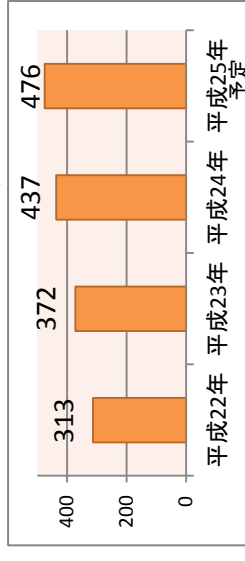
・ 人員体制：専任医師2名、専従事務職員3名 ・ 設置場所：都道府県庁、〇〇大学病院、都道府県立病院等



地域医療支援センターの役割

- 都道府県内の医師不足の状況を個々の病院レベルで分析し、優先的に支援すべき医療機関を判断。医師のキャリア形成上の不安を解消しながら、大学などの関係者と地域医療対策協議会などにおいて調整の上、地域の医師不足病院の医師確保を支援。
- 医師を受入れる医療機関に対し、医師が意欲を持って着任可能な環境作りを指導・支援。また、公的補助金決定にも参画。

地域枠の医学部入学定員(※)の推移



(※) 医学部の定員増として認められた分であり、このほか、既存の定員等を活用し都道府県と大学が独自に設定した地域枠もある。

- 平成24年度現在、全国20道府県の地域医療支援センターの運営に対する支援を実施している。
- 平成23年度以降、20道府県で合計723名の医師を各道府県内の医療機関へあっせん・派遣をするなどの実績を上げている。(平成24年11月末時点)
- 平成25年度は、先行実施県での事業実施状況を踏まえ、支援センター事業がより広域的に推進されるとともに、各県支援センター間のネットワークが形成されるよう、10箇所増の30箇所に対する運営経費について支援することとしている。

地域医療支援センターにおける実績（医師のあっせん等）

平成24年11月30日現在（単位：人）

都道府県	医師のあっせん、派遣数及び主な内訳	都道府県	医師のあっせん、派遣数及び主な内訳
北海道	53 135人＋短期勤務派遣4,418回を年245日勤務と換算（18人）	岐阜県	34 1 キャリアプログラムを活用した配置調整（修学資金貸与者）
青森県	58 うち3人は、修学資金貸与者の配置調整 うち50人は、自治医科大学卒業生の配置調整	三重県	50 うち18人は、修学資金貸与者の配置調整 うち25人は、自治医科大学卒業生の配置調整
岩手県	45 県出身医師などに直接交渉したことによる招へい	滋賀県	28 1 自治医科大学卒業生の配置調整
宮城県	1	京都府	47 うち16人は、修学資金貸与者の配置調整 うち23人は、自治医科大学卒業生の配置調整 うち6人は、キャリアプログラムを活用した配置調整
福島県	49 10人＋短期勤務派遣9,651回を年245日勤務と換算（39人）	島根県	75 うち52人は、奨学金貸与者の配置調整 うち38人は、キャリアプログラムを活用した配置調整（修学資金貸与者）
茨城県	20 1 自治医科大学卒業生の配置調整	広島県	66 うち36人は、自治医科大学卒業生の配置調整 うち19人は、キャリアプログラムを活用した配置調整 うち2名は、県職員である医師を派遣
千葉県	3	徳島県	18 うち6人は、修学資金貸与者の配置調整 うち11人は、自治医科大学卒業生の配置調整
新潟県	3 1 修学資金貸与者の配置調整	高知県	11 うち5人は、県職員である医師を派遣
長野県	35 うち15人は、奨学金貸与者の配置調整	大分県	10 うち2人は、奨学金貸与者の配置調整 うち7人は、県職員である医師を派遣
静岡県	57 うち11人は、奨学金貸与者の配置調整 うち48人は、キャリアプログラムを活用した配置調整（うち3人は、修学資金貸与者）	宮崎県	60 うち2人は、修学資金貸与者の配置調整 うち21人は、自治医科大学卒業生の配置調整
合計		合計	723

※主な内訳に含まれないあっせん、派遣数は、無料職業紹介（ドクターバンク）事業等によるもの

7. 都道府県別医療法人数

平成24年3月31日現在

都道府県名	医療法人 (総数)			出資額 限度法 人 (再掲)	基金拠 出型法 人 (再掲)	特定医療法人(再掲)			特別医療法人(再掲)			社会医療法人(再掲)			厚生労働大臣所管法人(再掲)			一人医師医療法人(再掲)			備 考	
	総数	財団	社 会 団 体			総数	財団	社 会 団 体	総数	財団	社 会 団 体	総数	財団	社 会 団 体	総数	財団	社 会 団 体	持分有	持分無	総数		医科
1 北海道	2,436	5	2,431	25	44	23				19			6			5	1	1,906	1,389	517	一人医師医療法人設立認可 件数の推移	
2 青森県	339	4	335	4	19	1				2			2			2		267	218	49	昭和61年12月末 179件	
3 岩手県	339	3	336	4	39	6				1			5			5		272	224	48	昭和62年3月末 320件	
4 宮城県	733	9	724	3	61	2				2			7			6		572	500	72	昭和62年12月末 723件	
5 秋田県	320	4	316	8	13	3				2			2			1		239	191	48	昭和63年3月末 815件	
6 山形県	452	2	450	6	34	3				1			2			2		401	331	70	昭和63年12月末 1,557件	
7 福島県	790	3	787	3	45	7				3			11			11		684	593	91	平成元年3月末 2,417件	
8 茨城県	828	2	826	2	51	6				1			24			21	3	598	500	98	平成元年12月末 6,620件	
9 栃木県	726	3	723	1	50	6				2			15			15		523	456	67	平成2年3月末 7,218件	
10 群馬県	760	4	756	17	71	6				1			4			4		645	546	99	平成2年12月末 9,451件	
11 埼玉県	2,215	17	2,198	10	259	13				1			75			70	5	1,854	1,416	438	平成3年3月末 9,881件	
12 千葉県	1,747	11	1,736	11	205	8				6			59			52	5	1,467	1,096	371	平成3年12月末 11,296件	
13 東京都	5,013	98	4,915	21	454	17				3			262			239	14	4,425	3,162	1,263	平成4年3月末 11,597件	
14 神奈川県	2,865	39	2,826	4	408	18				2			79			71	4	2,440	1,818	622	平成4年12月末 13,205件	
15 新潟県	930	7	923	23	66	7				2			14			7		873	722	151	平成5年3月末 13,822件	
16 富山県	269	6	263	3	23	4				2			2			2		196	145	51	平成5年12月末 15,665件	
17 石川県	432	5	427	4	21	3				2			8			6	2	369	287	82	平成6年3月末 15,935件	
18 福井県	295	4	291	9	9	6				1			5			2	3	236	191	45	平成6年12月末 17,322件	
19 山梨県	217	3	214	3	11	4				1			7			2	6	172	145	27	平成7年3月末 17,828件	
20 長野県	706	8	698	3	43	6				4			7			6	1	604	499	105	平成7年12月末 19,008件	
21 岐阜県	669		669	4	32	10				3			3			3	2	531	441	90	平成8年3月末 19,545件	
22 静岡県	1,259	2	1,257	5	93	3				3			22			20	2	1,131	998	133	平成8年12月末 20,812件	
23 愛知県	1,854	9	1,845	12	161	18				6			31			30	1	1,480	1,240	240	平成9年3月末 21,324件	
24 三重県	623	1	622	7	47	5				2			15			15	15	517	438	79	平成10年3月末 23,112件	
25 滋賀県	404		404	2	31	3				1			6			6		356	311	45	平成11年3月末 24,770件	
26 京都府	878	25	853	3	70	6				4			14			13	1	708	587	121	平成12年3月末 26,045件	
27 大阪府	3,612	34	3,578	322	322	20				18			69			66	2	3,316	2,675	641	平成13年3月末 27,504件	
28 兵庫県	1,894	19	1,875	198	173	25				2			29			26	2	1,666	1,382	284	平成14年3月末 28,967件	
29 奈良県	438	8	430	62	58	3				1			8			7	1	347	305	42	平成15年3月末 30,331件	
30 和歌山県	392		392	13	37	2				1			4			4		313	271	42	平成16年3月末 31,664件	
31 鳥取県	326	7	319	19	10	2				2			4			4		291	226	65	平成17年3月末 33,057件	
32 島根県	341	2	339	28	18	3				4			3			2	1	280	228	52	平成18年3月末 34,602件	
33 岡山県	919	1	918	73	47	15				8			3			3	3	764	634	130	平成19年3月末 36,973件	
34 広島県	1,359	1	1,358	130	104	7				5			5			4	1	1,165	1,004	161	平成20年3月末 37,533件	
35 山口県	716	3	713	52	40	4				2			7			7		594	532	62	平成21年3月末 37,878件	
36 徳島県	578		578	40	36	2				1			9			9		499	393	106	平成22年3月末 38,231件	
37 香川県	505	6	499	64	41	3				2			5			4	1	409	336	73	平成23年3月末 39,102件	
38 愛媛県	887	5	882	76	66	7				4			2			2	2	751	604	147	平成24年3月末 39,947件	
39 高知県	380	1	379	30	6	6				1			3			3	3	218	179	39		
40 福岡県	2,529	9	2,520	248	220	20				9			23			21	1	2,037	1,747	290		
41 佐賀県	399	1	398	54	28	11				1			10			9		298	247	51	*一人医師医療法人(再掲)	
42 長崎県	798	6	792	61	47	6				5			6			4		646	542	104	欄には、昭和61年9月以前に 設立された医療法人で、調査 時点において、医師若しくは 歯科医師が常時3人未満の診 療所も含まれている。	
43 熊本県	990	3	987	73	50	13				2			10			9	1	784	659	125		
44 大分県	630	6	624	58	44	10				5			2			2		448	388	60		
45 宮崎県	551	3	548	55	34	10				1			3			3		447	373	74		
46 鹿児島県	1,024	2	1,022	101	47	9				8			4			3		837	674	163		
47 沖縄県	458		458	37	15	3				4			4			2		371	307	64		
計	47,825	391	47,434	42,245	5,189	49	326	9	1	8	162	28	134	893	30	863	808	55	39,947	32,150	7,797	